

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第24号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和元年7月4日
規則第25号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則	総務課	令和元年7月4日
規則第26号	さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課	令和元年7月9日

さいたま市規則第24号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p> 財政局</p> <p>[略]</p> <p> 税務部</p> <p>[略]</p> <p> 市民税課</p> <p> <u>管理・企画係</u></p> <p> <u>市民税システム係</u></p> <p> 固定資産税課</p> <p> 土地係</p> <p> 家屋・償却資産係</p> <p> <u>収納対策課</u></p> <p> <u>収納管理係</u></p> <p> <u>収納対策係</u></p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p> 財政局</p> <p>[略]</p> <p> 税務部</p> <p>[略]</p> <p> 市民税課</p> <p> 普通徴収係</p> <p> 特別徴収係</p> <p> 法人・諸税係</p> <p> 固定資産税課</p> <p> 土地係</p> <p> 家屋・償却資産係</p> <p> <u>債権整理推進部</u></p> <p> <u>収納対策課</u></p> <p> <u>管理係</u></p> <p> <u>収納対策係</u></p> <p> <u>収納調査課</u></p> <p> <u>収納電算係</u></p> <p> <u>収納調査係</u></p> <p> <u>債権回収課</u></p> <p> <u>債権回収係</u></p> <p> <u>徴収第1係</u></p>

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

[略]

税務部

税制課

(1) 市税の賦課徴収に係る事務の総合調整に関すること。

(2)～(10) [略]

市民税課

(1) 個人の市民税及び県民税並びに軽自動車税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税に係る事務の指導及び調整に関すること。

(3) 個人の市民税の寄附金税額控除に係る法人等の指定及び特定公益信託に対する支出金の指定に関すること。

(4) 北部市税事務所個人課税課及び法人課税課並びに南部市税事務所個人課税課との連絡調整に関すること。

固定資産税課

(1) 固定資産の評価に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

徴収第2係

債権整理係

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

[略]

税務部

税制課

(1) 市税の賦課及び徴収に係る事務の総合調整に関すること。

(2)～(10) [略]

市民税課

(1) 個人の市民税及び県民税（普通徴収に係るものに限る。）の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2) 個人の市民税及び県民税（給与所得に係る特別徴収に係るものに限る。）の調査、賦課及び調定に関すること。

(3) 個人の市民税及び県民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関するものに限る。次号において同じ。）の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に係る事務の指導及び調整に関すること。

(4) 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び調定（年金保険者に係るものに限る。）に関すること。

(5) 個人の市民税の寄附金税額控除に係る法人等の指定又は特定公益信託に対する支出金の指定に関すること。

(6) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税に関すること。

(7) 軽自動車税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

固定資産税課

(1) 土地及び家屋に係る固定資産評価に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) 北部市税事務所資産課税課及び南部市税事務所資産課税課との連絡調整に関すること。

収納対策課

(1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に係る事務の企画、指導及び調整に関すること。

(2) さいたま市債権管理条例（平成28年さいたま市条例第11号）の規定による市の債権の管理に係る事務の指導及び調整に関すること。

(3) さいたま市債権回収対策基本計画に基づく債権の回収の企画、指導及び調整に関すること。

(4) 市税等の徴収金の収入整理並びに還付及び充当に関すること。

(5) 滞納者（市長が定める者に限る。）に係る入学準備金又は奨学金に係る貸付金の回収に関すること。

(6) 北部市税事務所納税調査課及び納税課並びに南部市税事務所納税調査課及び納税課との連絡調整に関すること。

(3) 償却資産に係る固定資産の評価に関すること。

(4) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

債権整理推進部

収納対策課

(1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に係る事務の企画、指導及び調整に関すること。

(2) 市税及び個人の県民税の徴収金（市長が定める者に係るものに限る。）の不納欠損処分に関すること。

(3) さいたま市債権管理条例（平成28年さいたま市条例第11号）の規定による市の債権の管理に係る事務の指導及び調整に関すること。

(4) さいたま市債権回収対策基本計画に基づく債権の回収の企画、指導及び調整に関すること。

(5) 滞納者（市長が定める者に限る。以下この条において同じ。）に係る入学準備金又は奨学金に係る貸付金の回収に関すること。

(6) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(7) 部内の連絡調整に関すること。

(8) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

収納調査課

(1) 市税等の徴収金の収入整理並びに還付及び充
当に関すること。

(2) 滞納者に係る資力等の調査に関すること。
債権回収課

(1) 滞納者に係る市税等の徴収金の徴収に関する
こと。

(2) 滞納者に係る保育料の徴収金の徴収及び延長
保育料の回収に関すること。

(3) 滞納者に係る市税等の徴収金の督促、催告及
び滞納処分に関すること。

(4) 滞納者に係る市税等の徴収金の徴収の嘱託に
関すること。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

さいたま市規則第25号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p><u>財政局</u></p> <p><u>北部市税事務所</u></p> <p><u>個人課税課</u></p> <p><u>普通徴収第1係</u></p> <p><u>普通徴収第2係</u></p> <p><u>普通徴収第3係</u></p> <p><u>法人課税課</u></p> <p><u>特別徴収係</u></p> <p><u>法人・諸税係</u></p> <p><u>資産課税課</u></p> <p><u>土地第1係</u></p> <p><u>土地第2係</u></p> <p><u>家屋第1係</u></p> <p><u>家屋第2係</u></p> <p><u>納税調査課</u></p> <p><u>調査係</u></p> <p><u>公売係</u></p> <p><u>納税課</u></p> <p><u>特別滞納整理係</u></p> <p><u>納税第1係</u></p> <p><u>納税第2係</u></p> <p><u>納税整理係</u></p> <p><u>法人納税係</u></p> <p><u>南部市税事務所</u></p> <p><u>個人課税課</u></p> <p><u>普通徴収第1係</u></p> <p><u>普通徴収第2係</u></p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p>

普通徴収第3係

資産課税課

土地第1係

土地第2係

家屋第1係

家屋第2係

償却資産係

納税調査課

調査係

公売係

納税課

特別滞納整理係

納税第1係

納税第2係

納税整理係

市民局

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

東京事務所

(1)～(3) [略]

財政局

北部市税事務所

個人課税課

(1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。

(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、変更及び廃車の申告の受付並びに標識の交付に関すること（以下この条において「標識の交付等」という。）。

(4) 市税の窓口（税関係証明の交付及び標識の交付等（試乗用標識に係るものを除く。）並びに市税、個人の県民税及び国民健康保険税（以下この条において「市税等」という。）の徴収金の徴収に関する業務を扱う窓口をいう。以下この条において同じ。）に関すること。

(5) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 所内の連絡調整に関すること。

(7) 所内の他課の所管に属さない事項に関すること。

法人課税課

(1) 個人の市民税及び県民税（給与所得及び退職

市民局

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市戦略本部

東京事務所

(1)～(3) [略]

所得に係る特別徴収並びに公的年金等に係る特別徴収に係る特別徴収義務者に係るものに限る。
)の調査及び賦課に関すること。

(2) 法人の市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調査及び課税に関すること。

資産課税課

(1) 固定資産（償却資産を除く。）の評価に関すること。

(2) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の調査及び賦課に関すること。

(3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。

納税調査課

(1) 市税等の徴収に必要な調査に関すること。

(2) 公売に関すること。

納税課

(1) 市税等の徴収金の徴収及び納税の猶予に関すること。

(2) 市税等の徴収金の督促、催告及び滞納処分に関すること。

(3) 滞納者に係る保育料の徴収に関すること。

(4) 市税等の徴収金の徴収の嘱託に関すること。

(5) 徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。

(6) 市税及び個人の県民税の徴収金の不納欠損処分に関すること。

(7) 納税貯蓄組合に関すること。

南部市税事務所

個人課税課

(1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2) 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。

(3) 標識の交付等に関すること。

(4) 市税の窓口に関すること。

(5) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(6) 所内の連絡調整に関すること。

(7) 所内の他課の所管に属さない事項に関すること。

資産課税課

(1) 固定資産の評価に関すること。

(2) 固定資産税及び都市計画税の調査及び賦課に関すること。

(3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。

納税調査課

(1) 市税等の徴収に必要な調査に関すること。

(2) 公売に関すること。

納税課

(1) 市税等（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人の市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税並びに事業所税に係るものを除く。）の徴収金の徴収及び納税の猶予に関すること。

(2) 市税等の徴収金の督促、催告及び滞納処分に関すること。

(3) 滞納者に係る保育料の徴収に関すること。

(4) 市税等の徴収金の徴収の嘱託に関すること。

(5) 徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の徴収に関すること。

(6) 市税及び個人の県民税の徴収金の不納欠損処分に関すること。

(7) 納税貯蓄組合に関すること。

[略]

(所管区域)

第6条 財政局北部市税事務所及び南部市税事務所の所管区域は、次のとおりとする。

財政局北部市税事務所	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域
財政局南部市税事務所	中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区の区域

2 都市局北部都市・公園管理事務所及び南部都市・公園管理事務所の所管区域は、次のとおりとする。

[略]

3 [略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
都市戦略本部	[略]		
財政局	北部市税事務所 南部市税事務所		
[略]			

別表第2（第2条関係）

事業所	位置
東京事務所	[略]
北部市税事務所	さいたま市大宮区吉敷町

[略]

(所管区域)

第6条

都市局北部都市・公園管理事務所及び南部都市・公園管理事務所の所管区域は、次のとおりとする。

[略]

2 [略]

別表第1（第2条関係）

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
都市戦略本部	[略]		
[略]			

別表第2（第2条関係）

事業所	位置
東京事務所	[略]

	1丁目124番地1
南部市税事務所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号
[略]	

[略]	

別表第3（第7条関係）

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 市民活動サポートセンター 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所	[略]
[略]	

別表第3（第7条関係）

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 市民活動サポートセンター 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所	[略]
[略]	

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(借入れの申込み)</p> <p>第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(借用書の提出)</p> <p>第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（<u>保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書</u>）を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 貸付決定通知書の交付を受けた者は、保証人を立てる場合は、前項の借用書に保証人に連署させなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">災害援護資金借入申込書</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-left: 20px;">[略]</div>	<p style="text-align: center;">(借入れの申込み)</p> <p>第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保証人となるべき者に関する事項</p> <p>(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(借用書の提出)</p> <p>第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに<u>保証人の連署した</u>災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）<u>及び保証人の印鑑証明書を添えて</u>市長に提出しなければならない。</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">災害援護資金借入申込書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて</u>先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-left: 20px;">[略]</div>

返す方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦	[略]
[略]		

様式第3号 (第9条関係)
災害援護資金貸付決定通知書

[略]
償還方法 年賦・半年賦・月賦
利 子 年 パーセント
[略]

- 3 持参するもの
(1)~(3) [略]
(4) あなたと連帯保証人の印鑑証明書各1通 (連帯保証人を立てない場合は、連帯保証人の印鑑証明書は不要)

様式第5号 (第10条関係)

[略]
災害援護資金借用書
(宛先) さいたま市長

[略]			
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	貸付利率	年 <u> </u> パーセン ト

様式第7号 (第14条関係)

償還金支払猶予申請書

[略]
(宛先) さいたま市長
[略]

[略]			
貸付けの条件	[略]		
	償還方法	1 年賦 2 半 年賦 3 月賦	[略]
	[略]		
[略]			

様式第13号 (第16条関係)

災害援護資金償還免除申請書

[略]
(宛先) さいたま市長
[略]

[略]		
償還方法	年賦・半年賦・月賦	[略]
[略]		

返す方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦	[略]
[略]		

様式第3号 (第9条関係)
災害援護資金貸付決定通知書

[略]
償還方法 年賦・半年賦
利 子 年 3 パーセント
[略]

- 3 持参するもの
(1)~(3) [略]
(4) あなたと連帯保証人の印鑑証明書各1通

様式第5号 (第10条関係)

[略]
災害援護資金借用書
(あて先) さいたま市長

[略]			
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	貸付利率	年 <u>3</u> パーセン ト

様式第7号 (第14条関係)

償還金支払猶予申請書

[略]
(あて先) さいたま市長
[略]

[略]			
貸付けの条件	[略]		
	償還方法	1 年賦 2 半 年賦	[略]
	[略]		
[略]			

様式第13号 (第16条関係)

災害援護資金償還免除申請書

[略]
(あて先) さいたま市長
[略]

[略]		
償還方法	年賦・半年賦	[略]
[略]		

<p>様式第14号（第16条関係） 災害援護資金償還免除承認通知書</p> <p>[略]</p> <p>償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき<u>5パーセント</u>の率で違約金が更に加算されます。</p> <p>様式第15号（第16条関係） 災害援護資金償還免除不承認通知書</p> <p>[略]</p> <p>なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年<u>5パーセント</u>の率で違約金が更に加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第14号（第16条関係） 災害援護資金償還免除承認通知書</p> <p>[略]</p> <p>償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき<u>10.75パーセント</u>の率で違約金が更に加算されます。</p> <p>様式第15号（第16条関係） 災害援護資金償還免除不承認通知書</p> <p>[略]</p> <p>なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年<u>10.75パーセント</u>の率で違約金が更に加算されます。</p> <p>[略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第7条及び第10条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。